

東北技術事務所 東北インフラDX人材育成センター
体験要領

(目的)

第1条 東北技術事務所 東北インフラDX人材育成センター体験要領(以下、「体験要領」という。)は、東北技術事務所が管理・運営する東北インフラDX人材育成センター(以下、「DXセンター」という。)の利用について必要な事項を定めることにより施設の安全かつ円滑な利用促進を図ることを目的とします。

(要件)

第2条 本体験要領の定めを遵守いただければ無料で体験可能です。

(利用可能日、時間)

第3条 DXセンターの利用可能日、利用時間は次のとおりです。基本的には下記によるものとなりますが、変更希望等については、問い合わせ先にご相談ください。

利用可能日：毎週火曜日(祝祭日は除く)

利用可能時間：午前 10:00～12:00

午後 13:30～16:30

体験は1時間程度を見込んでください

施設利用状況等により利用困難な状況が予想される場合には、申込み受付担当より前日までに連絡し、中止もしくは利用日変更についてご相談いたします。

(申込み)

第4条 DXセンターの申し込みは以下のとおりです。

1. 利用は、東北インフラDX人材育成センター体験申込書(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し、利用希望日の14日前までに申込みして下さい。

申込書は、東北技術事務所のホームページからダウンロードして下さい。

「東北技術事務所」で検索

<http://www.thr.mlit.go.jp/tougi/gijutsuryoku/jinzai/kasenshisetsu.html>

2. DXセンターの利用状況により、利用日を調整させていただく場合があります。

3. 利用申込みは、1回あたり3名以上とし最大で12名とします。

(当日)

第5条 利用日当日は、ホームページでご案内している集合場所へ直接お越しください。

(利用内容について)

第6条 DXセンターは、DXセンターの概要で示す通りです。

(その他の注意事項)

第7条 利用者は、以下の注意事項にご留意願います。

1. 利用中は、東北技術事務所職員等の指示に従って下さい。

2. 利用者の責に帰すべき事由により、DXセンターならびに備付け物品等を亡失又は破損したときは、利用者において補填、修理又はその損害額を弁償していただく場合があります。

3. 体験要領に反する場合等に生じた事故、怪我等に関しては、自らの責任となります。

利用にあたり、細心の注意と安全確保の徹底をお願いします。

(問い合わせ先)

第8条 体験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

問い合わせ先：東北技術事務所 総務課

TEL 022-365-8158

E-mail thr-tougi02@mlit.go.jp

附則

本体験要領は、令和5年6月1日から適用する